

芽室町職員の懲戒処分の公表について

平成23年8月1日

平成23年7月25日付で、職員の懲戒処分を行いましたので、「芽室町職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

被処分者は、平成23年6月26日（日）午前3時頃、町内において物損事故を起こし、駆けつけた警察官によりアルコール検査を実施され、呼気1リットルあたり0.15mg以上（酒気帯び運転）のアルコール濃度が検出された。

その行為は、全体の奉仕者たる公務員として、自覚に欠ける信用失墜行為であり、その責任は極めて重大である。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び地方公務員法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の規定に基づき、懲戒処分を行った。

また、当該職員の上司に対しても、管理監督責任（注意喚起をうながす立場）として厳重注意（文書）処分を行った。

- | | |
|-----------|---|
| 2 処分の内容 | 停職処分（6ヵ月） |
| 3 処分年月日 | 平成23年7月25日 |
| 4 被処分者の職名 | 主任 |
| 5 被処分者の年齢 | 59歳 |
| 6 被処分者の性別 | 男 |
| 7 管理監督責任 | 厳重注意（文書）処分者
課長
係長（直属の上司）
主査（直属の上司） |